

致加入学生教育研究人身意外伤害保险的各位留学生
学研災ご加入の留学生の皆様へ



如果要全方面支援留学生活的话

留学生活中のもしものを総合的にサポートするなら

面向外国留学生的学研災附带学生生活综合保险

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

附带学生综合险，专为留学生设置，为其提供全面支援。

全国共 1,091 家学校选择了学研意外险，我们为这些学校的留学生准备了留学生附带学生综合险服务，所有选择本项服务的大学均可利用其规模优势，享受团体优惠。

留学生向け付帯学総は、留学生を応援するために創設いたしました。

学研災を導入している全国 1,091 校の留学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした団体割引を適用しております。

赔付责任

賠償責任

伤害・疾病

ケガ・病気

救助者费用

救援者費用

死亡・后遗症

死亡・後遺障害



团体优惠

30%
可用

団体割引 30% 適用

- 请您在所希望的生效日期前一天为止汇款。如果推迟汇款，从汇款日期的第二天起开始补偿。
- ご希望の始期日前日までに入金してください。入金が遅れた場合、入金の翌日から補償開始となります。

Kyushu Institute of Technology

为您的学生生活提供多方面支援！ 学生生活を幅広くサポートします！

※关于支付保险金的主要情况和不予支付保险金的主要情况，请查看另附的《补偿概要等》。

※保险金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 个人赔偿责任 骑自行车撞伤行人时。

個人賠償責任 自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

在国内外，由于学生本人的原因而发生的突发事故，导致给他人带来伤害、破坏他人财物及在国内租借别人的物品或暂时保管他人物品（寄托物品）（*1）后，在国内外造成破坏或被盗窃等，依法承担损害赔偿时，支付保险金。日本国内的个人赔偿责任事故原则上由东京海上日动负责和解谈判。（由国外法院受理诉讼的情况除外。）

（*1）寄托品不包括手机、自行车、隐形眼镜、眼镜等。

※实习过程中和打工过程中发生的事故也在补偿范围内。但是，因从事除此以外的其他业务而导致事故不在补偿范围内。

※汽车和摩托车（含电动自行车）事故不在补偿范围内。

※“和解谈判服务”是指身为被保险人的学生收到有关事故的损害赔偿请求后，经被保险人同意，保险公司为被保险人履行谈判、和解以及调停或者诉讼程序的服务。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）（*1）を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（*1）携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※インターネット中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。

※「示談交渉サービス」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービス。

附带和解谈判服务！
示談交渉サービス付き！



2 死亡・后遗症 发生不幸或出现后遗症时。

死亡・後遺障害 万が一のときや後遺障害が残ったとき。

学生本人在日本国内外因严重的偶发外来事故而死亡或留下后遗症时，由保险公司支付保险金。（但是，正常上课时、学校活动过程中、取得学校同意的课外活动（社团活动）过程中、学校设施内（宿舍除外）发生的事故不在本保险补偿范围内，而属于学研意外险的补偿范围。）

地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治疗费用（*1）（*2） 学生本人因受伤或疾病住院或接受门诊治疗时。

治療費用（*1）（*2） 学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

在国内学生本人因为受伤及生病而接受门诊治疗或住院超过一天以上时，健康保险等的个人承担部分（*3）将作为保险金支付。（不包括因为牙科疾病而接受门诊治疗，因精神疾病住院或接受门诊治疗，痔疮，肛裂等原因住院及接受门诊治疗。）地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

（*1）治疗费用保险金的支付对象期间为从接受门诊治疗或开始住院的日期到包括当天在内，经过60天的月份的月末为止。

初診日：2023/4/15为例

经过60天当天：2023/6/13

经过60天当天的月份的月末：2023/6/30

2023/4/15～2023/6/30の治療費用が支払対象

（*2）保険期間开始前出現の疾病和伤害不在保险补偿范围内。（但、保険期間开始后满2年（保険期間が1年以下且將其更新时为“1年”）后开始接受住院或门诊治疗属于保险金支付范围。）

（*3）关于本人负担额的详细内容请您参照（补偿概要等）。

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分（*3）を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核、裂肛等による入院は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（*1）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2023/4/15のケース

60日を経過した日：2023/6/13

60日を経過した日の属する月の末日：2023/6/30

2023/4/15～2023/6/30の治療がお支払対象

（*2）保険期間の開始前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

（*3）自己負担分の詳細については、＜補償の概要等＞をご参照ください。

对在医疗机构窗口支付的自付费用进行补偿。
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

品名	金額	負担割合	負担額
診察料	4,380円	4割	1,752円
消費税等			
計			

推荐要点
おすすめポイント

从去医院就诊的第一天开始
通院1日目から補償



4 救援人费用等 学生住院后，监护人赶往医院时。

救援者費用等 学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

在国内外，学生本人在保险期间内在住宅外所受的伤，或是生病后连续3天以上住院，或是所乘坐的飞机及船舶遭难时等情况下，支付交通费及住宿费、搜索救援费等费用。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、搜索救助費用等をお支払いします。



5 生活用动产

生活用動産

学生本人在国内所拥有的家当受到火灾及被盗等突发性的事故而遭到损害时，支付保险金。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免賠額（自付金額）：5000日元 免責金額（自己負担額）：5,000円

※家庭财产被带到建筑物之外时所发生的损害也属于补偿对象。

※从自家上学的学生及寄宿在亲戚家的学生，不可以加入。

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。

6 借用人赔偿责任

借家人賠償責任

在国内，学生本人因火灾及漏水破损等突发性事故而损坏了租借房屋，对于房东产生法律上的损害赔偿时，支付保险金。关于借用人赔偿责任，东京海上日动不负责谈判交涉。

※从自家上学的学生及寄宿在亲戚家的学生，不可以加入。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。

保険类型 ご加入タイプ

		D 类型 (*1)
保险金額 保険金額	1 个人赔偿责任(*2) 個人賠償責任(*2)	单次事故 日本国内:1 亿日元 日本国外:1 亿日元 为限 1 事故 国内:1 億円 国外:1 億円 限度
	2 死亡・后遗症(*3) 死亡・後遺障害(*3)	100万日元
	3 治疗费用(*4) 治療費用(*4)	实际支付的治疗费用 治療費用実費
	治疗费用(*4) 治療費用(*4)	
	4 救援人员费用等 救援者費用等	300万日元
	5 生活用动产 生活用動産	80万日元
6 租借人赔偿责任 借家人賠償責任	500万日元	

保险费 (毕业前的全部保险费一次付清) 保険料 (卒業までの一括払)	保险期限 保険期間	1个月 1ヶ月	1ヶ月 1ヶ月	—	
		2个月	2ヶ月	2ヶ月	—
		3个月	3ヶ月	3ヶ月	—
		4个月	4ヶ月	4ヶ月	7,970 日元
		5个月	5ヶ月	5ヶ月	9,410 日元
		6个月	6ヶ月	6ヶ月	10,140 日元
		7个月	7ヶ月	7ヶ月	10,870 日元
		8个月	8ヶ月	8ヶ月	11,580 日元
		9个月	9ヶ月	9ヶ月	12,310 日元
		10个月	10ヶ月	10ヶ月	13,040 日元
		11个月	11ヶ月	11ヶ月	13,760 日元
		1年	1年間	1年間	14,480 日元
		2年	2年間	2年間	25,340 日元
		3年	3年間	3年間	36,230 日元
		4年	4年間	4年間	47,080 日元
		5年	5年間	5年間	57,940 日元
	6年	6年間	6年間	65,180 日元	

(*1) 仅限已加入医疗保险者可以加入。
 (*2) 信息设备内的数据损坏, 单次事故以 500 万日元为限。
 (*3) 教育研究活动中发生的事故不属于本保险补偿对象, 属于学研意外补偿对象。
 (*4) 支付对象时间为开始接受门诊治疗或住院之日起至包括第一天在内满 60 天之日所属月份的最后一天。全国被保险人人数达到 10000 人及以上时, 上述保险费适用 30% 的折扣优惠。
 保险期限为开始之日的凌晨 0 时至保险期满之日的下午 4 时为止。
 例) 6 年期保险为 2023 年 4 月 1 日凌晨 0 时至 2029 年 4 月 1 日下午 4 时为止的共 6 年时间。
 保险费为按月计算。如果在月中结束留学, 保险截止日仍为次日 1 日。
 例 1) 留学期限如果为 4 月 1 日~5 月 31 日, 则保险期限为 4 月 1 日~6 月 1 日, 共需支付 2 个月的保险费。
 例 2) 留学期限如果为 4 月 15 日~5 月 31 日, 则保险期限为 4 月 15 日~6 月 1 日, 共需支付 2 个月的保险费。
 例 3) 留学期限如果为 4 月 15 日~5 月 15 日, 则保险期限为 4 月 15 日~6 月 1 日, 共需支付 2 个月的保险费。
 留学期限超过 1 年, 保险期限不同于上述保险期限时, 请单独咨询。
 本手册所述参保类型仅针对相当于行业类别 A 的人员 (未持续性从事工作的学生等)。
 持续性从事以下工作的人员为行业类别 B, 保险费有所不同。请询问咨询处。
 (如果参保后, 状态变更为 B 类, 请立即告知。)
 “汽车驾驶员”、“建筑施工人员”、“农林业工作者”、“渔业工作者”、“采矿与采石工作者”、“木、竹、草、藤制品生产工作者” (以上 6 类行业)
 (*1) 健康保险加入者のみご加入できます。
 (*2) 情報機器内のデータ損壊は 1 事故 500 万円限度となります。
 (*3) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
 (*4) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて 60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。
 上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が 10,000 人以上の場合の割引率 [30%] が適用されています。
 保険期間は、始期日の午前 0 時より、保険終期日の午後 4 時までとなります。
 例) 6 年間の場合 2023 年 4 月 1 日午前 0 時より 2029 年 4 月 1 日午後 4 時まで 6 年間
 保険料は 1 ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険期間は毎月 [1 日] となります。
 例 1) 留学期間が、4 月 1 日~5 月 31 日の場合、保険期間は [4 月 1 日~6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。
 例 2) 留学期間が、4 月 15 日~5 月 31 日の場合、保険期間は [4 月 15 日~6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。
 例 3) 留学期間が、4 月 15 日~5 月 15 日の場合、保険期間は [4 月 15 日~6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。
 1 年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。
 本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別 A に該当する方 (継続的に職業に従事していない学生等) 用です。
 以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別 B となり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
 (ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします)
 [自動車運転者] [建設作業員] [農林業作業員] [漁業作業員] [採鉱・採石作業員] [木・竹・草・つる製品製造作業員] (以上 6 職種)

发生事故时的处理流程 事故の際のご対応について

1. 从 (公益財団法人) 日本国际教育支援協会官网
下载《事故报告书》文档, 填写事故情况。
(公財) 日本国际教育支援協会 HP より、「事故報告書」
ファイルをダウンロードし、事故の状況を入力してください。
※ 请使用英语或日语填写。
※ 在代理店的营业时间外, 发生于个人赔偿责任补偿的事故时 (在
日常生活中, 由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人
财物等情况时), 请联系事故受理电话窗口 (东京海上日动安心110
号) 0120-720-110。
注) 因事故而拨打电话时, 请告知「証券番号」・「事故の概要」。
※ 入力は、「英語」または「日本語」をお願いします。
※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受
付センター」(東京海上日動安心110番) (0120-720-110)へ
お電話でご連絡いただくことも可能です。
注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。

【《事故報告書》ダウンロード
【事故報告書掲載 URL】
http://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm

2. 将填写好的《事故报告书》添加为附件,
以邮件形式发送到以下邮箱地址。
入力をした「事故報告書」ファイルを添付し、以下
のメールアドレスまで、メール送信をお願いします。
※ 邮件主题为「INSCLAIM 参保人番号」。(如不知道
参保人番号, 则无需填写。)
※ 邮件请使用英语或日语撰写。
※ メールのはじめに「INSCLAIM 加入者番号」として
ください。(加入者番号が不明な場合は、記入不要です。)
※ 入力は「英語」または「日本語」をお願いします。

【事故報告専用郵箱アドレス】
【事故報告専用アドレス】
(賠償責任) (賠償責任)
(其他 (治疗费用等)) (其他 (治療費用等))
insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

3. 受理事故并确定具体负责的工作
人員后, 将由工作人员告知或
寄送必要资料。
事故受付し、担当者が決まりましたら、
担当者より、必要書類のご連絡や送付を
いたします。
※ 本公司与您联系时, 将使用「英语」或「日
语」向您发送事故报告的邮箱地址发送邮
件。(如果您的《事故報告書》为英语填
写, 则使用英语回复您的邮件。)
此时, 本公司向您发送邮件的邮箱地址并
非【事故報告専用郵箱アドレス】。敬請知
照。
※ 弊社よりご連絡をする場合には、事故報
告を頂いたメールアドレスへ、「英語」ま
たは「日本語」で送信いたします。(英語
で事故報告書に記載頂いた場合には、英
語でメールをいたします。)
その際、弊社からご連絡するメールア
ドレスは、「事故報告専用アドレス」とは異
なりますので、ご注意ください。

- ① 事故通知: 事故发生后, 请立即通过邮件与上述「事故報告専用郵箱アドレス」取得联系。
- ② 保险金请求权存在时效 (3年), 敬請知照。
- ③ 受伤或患病时, 如果因受到日伤或既有疾病等影响, 而导致新伤或疾病的程度加重, 则所支付保险金的金额有可能减少。
- ④ 受伤或患病后申请治疗费用保险金时, 需要提供医院等出具的收据等。申请用以支
付其他实际费用的保险金时, 也同样需要提供收据等单据, 以确认您所负担的费用
金额。因此, 在申请保险金之前, 请妥善保管相应单据。
- ⑤ 如果为赔偿事故, 请务必确认并记录下对方的「姓名」、「联系方式」。
另, 在您认可全部或部分损害赔偿任时, 请务必先向承保公司咨询。如果未经承
保公司认可, 则有可能减少支付保险金, 敬請知照。
- ⑥ 租戶賠償責任下, 无和解谈判服务。请被保險人自行与受害人进行和解谈判。
- ① 事故の通知: 事故が発生した場合には、直ちに上記「事故報告専用アドレス」ま
でメールにてご連絡ください。
- ② 保険金請求権には、時効 (3年) がありますのでご注意ください。
- ③ ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病
気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ ケガや病気をした場合は治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領
収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、
ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。保険金のご請求まで、必ず保
管しておいてください。
- ⑤ 賠償事故の場合、「相手方の名前」、「連絡先」を、必ず確認し、控えておいてください。
また、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引
受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減し
てお支払いすることがありますので、ご注意ください。
- ⑥ 借家人賠償責任については、「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象
となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めて頂くこととなります。

参保注意事項 ご加入にあたってのご注意点

被保険人範囲

本保険被保険人仅限参保学研意外險の本校在校學生 (如出現退學等情況, 原則上需
要辦理中途退保手續, 屆時請聯繫承保公司。)

解除合約及合約內容變更時更時保險費退還事宜

因解除合約或合約內容變更而需退還保險費時, 將按照東京海上日動規定的方法退還
保險費。收款人銀行賬戶如為日本國外賬戶,
則轉賬手續費由客戶承擔。如轉賬手續費金額超出所需退還的保險費, 則保險費不予
退還。

保險の対象となる方の範囲

この保險の対象となる方は、本學に在籍し學研に加入している學生に限ります (退
學等の場合は、原則中途退還の手續が必要となりますので、引受保險会社までご
連絡ください。)

解約・契約內容變更時の返還保險料の取扱

解約・契約內容變更時において返還保險料があった場合、東京海上日動の所定の方
法で保險料を返還します。振込先の口座が日本國外の口座となる場合、お客様の口
座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保險料
を上回る場合、保險料は返還しません。

其他注意事項 その他ご注意いただきたいこと

本保險服務是由以下保險公司提供的共同保險服務, 東京海上日動火災保險株式會社為其他承保公司代理、代行業務。
各承保公司按照簽訂合約時確定的承保比率, 各自單獨承擔保險合約中的責任, 并非連帶負責。
如需了解各承保公司的承保比率, 請諮詢 (公益財団法人) 日本國際教育支援協會。
(承保公司) 東京海上日動火災保險株式會社 (幹事機構保險公司) 愛和道日生同和財產保險株式會社 損保 japan 株式會社 三井住友海上火災保險株式會社
この保險契約は、以下の保險会社による共同保險契約であり、東京海上日動火災保險 (株) が他の引受保險会社の代理・代行を行います。
各引受保險会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保險契約上の責任を負います。
なお、各引受割合については (公財) 日本國際教育支援協會にご確認ください。
(引受保險会社) 東京海上日動火災保險 (株) (幹事保險会社) あいおいニッセイ同和損害保險 (株) 損害保險ジャパン (株) 三井住友海上火災保險 (株)

本手冊為學研意外險附帶學生綜合險 (綜合生活保險 (兒童綜合補償)) 的概要介紹。參保前請務必仔細閱讀《重要事項說明》。詳細內容參見已經交付給保單持有人團體法
人代表的保險條款。如有任何疑問, 請發送郵件至下方「普通諮詢專用郵箱地址」。
參保後, 請閱讀《學研意外險附帶學生綜合險 (綜合生活保險 (兒童綜合補償)) 補償概要等》。
有關本保險合約的所有權利與義務均由《綜合生活保險普通保險條款及特別條款》日語版作出規定。其他語種版本為日語版的譯文, 僅供參考。
このパンフレットは、學研災付帶學生總 (綜合生活保險 (こども綜合補償)) の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みくだ
さい。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりありますが、ご不明の点がありましたら、下記「一般照會専用アドレス」までお問い合わせ
ください。
なお、ご加入後は「學研災付帶學生總 (綜合生活保險 (こども綜合補償)) 補償の概要等」をご確認ください。
本保險契約の全ての権利および義務は、綜合生活保險普通保險約款および特約の日本語版で規定されています。日本語版の翻訳は、参照のみを目的で提供されています。

學研意外險附帶學生生活綜合保險為綜合生活保險 (兒童綜合補償) 的別名。
本保險為學研意外險附帶學生生活綜合保險團體合約, 保單持有人為 (公益財団法人) 日本國際教育支援協會, 被保險人仅限 (公益財団法人) 日本國際教育支援協會贊助會
員大學的在校學生。保單請求權、保險合約解除權等權利原則上為 (公益財団法人) 日本國際教育支援協會所有。
學研災付帶學生生活綜合保險は、綜合生活保險 (こども綜合補償) のペットネームです。
この保險は (公財) 日本國際教育支援協會を契約者とし (公財) 日本國際教育支援協會贊助會員大學に在籍する學生を保險の対象となる方とする學研災付帶學生生活總
保險團體契約です。保險証券を請求する權利、保險契約を解約する權利等は原則として (公財) 日本國際教育支援協會が有します。

<其他 关于普通咨询>

非事故報告的、有关参保的咨询或有关合同变更的咨询, 请发送邮件至下方普通咨询
专用邮箱地址。(请使用「英语」或「日语」撰写邮件。) 我公司收到邮件后, 将直接
回复至发件地址。请务必在邮件中写明大学名称、您的姓名、学号。

<その他 一般のご照会について>

事故報告以外の、加入に関するご照会やご契約の変更に関するご照会につきましては
は、以下の一般照會専用アドレスへご連絡ください。(「英語」または「日本語」で
お願いします。) ご連絡を頂いたメールアドレスへ、メールにてご返信いたします。
メールの際には、「大学名」、「お名前」、「学籍番号」を必ず、記載ください。

【普通咨询专用邮箱地址】【一般照会専用アドレス】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp

咨询处 お問合せ先	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. Inbound futaigakuso 查询窗口 東京海上日動火災保險株式會社 インバウンド付帶學生總 照會窓口	【事故受理】【事故受付】 insclaim.futaigakuso@tmnf.jp ※ 在代理店的营业时间外, 发生于个人赔偿责任补偿的事故时 (在日常生活中, 由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害 他人财物等情况时), 请联系事故受理电话窗口 (东京海上日动安心110号) 0120-720-110。 注) 因事故而拨打电话时, 请告知「証券番号」・「事故の概要」。 ※ 入力は、「英語」または「日本語」をお願いします。 ※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター」(東京海上日動安心110番) (0120-720-110)へお電話でご連絡いただくことも可能です。 注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。 【普通咨询】【一般照会】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp
代理店 取扱代理店	Tokio Marine & Nichido Anshin Consulting Co., Ltd. 東京海上日動あんしんコンサルティング(株)	〒103-0027 1-19-1 Nihonbashi Dia Building 8F, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 東京都中央区日本橋 1-19-1 8F
承保公司 引受保険会社	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. (负责部门及分公司) Financial Institutions & Government Sector Division, Fukuoka Chuo Branch 東京海上日動火災保險株式會社 (担当課支社) 福岡中央支店 金融公務室	〒812-8705 3-3 Fukuoka TOKIO MARINE NICHIDO Building 3F, Tsunaba-machi, Hakata-ku, Fukuoka-shi 福岡市博多区綱場町3-3 福岡東京海上日動ビル3階



重要事項説明

[合同概要及提醒注意事項]

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

以下内容均为重要信息，参保前务必知晓。请务必通读全文。

※ 如果被保险人为您的亲属等其他人员，请向所有被保险人说明本内容。

※ 如有任何疑问或不明之处，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[标记意义]
[マークのご説明]

合同概要
有关保险产品内容的事项

契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項

提醒注意事項
参保时对客户不利的事项、尤其需要注意的事项

注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1 参保前需确认事项 ご加入前におけるご確認事項

1 产品形式

本保险为团体合同形式的保险，被保险人仅限（公益财团法人）日本国际教育支援协会会员大学的在校学生，保单持有人为（公益财团法人）日本国际教育支援协会。

保单请求权、保险合同解除权利等原则上为日本国际教育支援协会所有。成为契约者的团体和基本补偿内容以及参保人提出申请后可自由选择的特别条款等均以手册所述内容为准。

本保险的加入条件为被保险人是保单持有人组织的成员等。有关被保险人本人范围等信息，请查阅手册等相关资料。如不属于被保险人本人范围等信息，可能会取消参保。

2 基本补偿内容及主要特别条款概要等

有关基本补偿内容中的“支付保险金的主要情况”与“不予支付保险金的主要情况”以及主要特别条款概要等，请查阅手册等相关资料。

3 有关重复补偿的注意事项

在签订以下特别条款的情况下，如果被保险人或其亲属还签订了其他同一补偿内容的其他保险合同*1，则可能出现重复补偿。如果不同的保险合同补偿内容重复，发生应以补偿的事故时，参保人可以通过任何一份保险合同获得补偿。但有时会出现某一保险合同不予以支付保险金的情况。请在确认补偿内容的差异以及保险金额后，考虑是否签订特别条款等*2。

●个人赔偿责任补偿特别条款 ●租户赔偿责任补偿特别条款 ●住宅内生活活动产特别条款 ●救助者费用等补偿特别条款 ●医疗费用补偿特别条款

*1 包括综合生活保险（儿童综合补偿）以外的保险合同中的特别条款以及东京海上日动（以下称“本公司”。）以外的保险合同。

*2 如果仅与1合同搭配，则今后因该合同退保或因居住状态由同居变为分居等原因而导致被保险人不再属于补偿对象时，将失去补偿，敬请知晓。

4 保险金额等的设定

本保险中的保险金额需要在规定种类中选择。关于种类的详细介绍请查阅手册。保险金额等的设定，请根据高额疗养费制度和劳灾保险制度等公共保险制度进行考虑。关于公共保险制度的概要，请确认金融厅的官方网站等。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）

5 保险期限以及补偿起止时间

所签保险合同的保险期限以及补偿的起止时间，请查阅手册等相关资料。因保险种类不同，有的新参保合同可能存在免责期，免责期内保险公司将不予以支付保险金。详情请查阅手册等相关资料。

6 保险费的确定方法与支付方法等

(1) 保险费的确定方法

保险费因所参保的保险种类等条件不同而不同。请查阅手册等相关资料，确认保险费。

(2) 保险费的支付方法

关于付款方式，请确认小册子等。

7 期满返还金与保单红利

本保险无期满返还和保单红利。

1 商品的仕組み

この保険は、(公財) 日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財) 日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等

は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としております。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救助者費用等補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 参保时注意事项 ご加入時におけるご注意事項

1 告知义务

△
参保委托单等资料中标有★或☆标记的事项，均为有关参保事宜的重要事项（告知事项），请准确填写（本公司代理商拥有知情权。）。如所填写内容与事实不符，或在告知事项中隐瞒事实，保险公司有可能解除保险合同或不予以支付保险金。

※告知事项暨通知事项中标有☆标记。关于通知事项，请查阅后文中的“Ⅲ-1 通知义务等”。参保后，因参保内容变更而需要增加补偿时，内容变更时的下述事项同样为告知事项。

[告知事项・通知事项一覧]

☆：告知事项暨通知事项

- 如果被保险人本人从事工作，则需要告知所从事的职业、职务等*1
- 被保险人本人所参保的公共医疗保险制度*2

★：告知事项

- 被保险人本人出生日期
- 如果还签订了其他保险合同等*3，则需要告知其他保险合同的内容
 - *1 包括由无职业状态变为有职业状态或由有职业状态变为无职业状态。
 - *2 仅为搭配医疗费用补偿特别条款时的告知事项暨通知事项（☆）。
 - *3 是指除本保险以外另行签订的、与本保险全部或部分支付责任相重合的保险合同或共济合同。如果存在其他保险合同等，因该其他保险合同的合同内容不同，可能存在本公司无法承保的情况。

2 犹豫期

△
该保险无犹豫期。

3 死亡保险金领取人

△
在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果需要指定特定人员为死亡保险金领取人，请务必取得被保险人的同意（如未指定死亡保险金领取人，死亡保险金支付对象为法定继承人。）。如未经参保人的同意，则保险合同无效。如果需要指定特定人员为死亡保险金领取人，请向被保险人亲属等相关人员说明该参保事宜。

如果需要指定死亡保险金领取人，烦请与手册等相关资料中所记载的咨询处联系。

1 告知義務

△
加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、

告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆：告知事項かつ通知事項

- 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等*1
- 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度*2

★：告知事項

- 保険の対象となる方ご本人の生年月日
- 他の保険契約等*3を締結されている場合には、その内容
 - *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
 - *2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。
 - *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

△
ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

△
総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

III 参保后的注意事项 ご加入後におけるご注意事項

1 通知义务等

△
[通知事項]

参保委托单等资料中标有☆标记的事项（通知事项）如果内容有变，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。如未通知，可能会影响到所支付保险金的金额。另，承保产品不同，通知事项也不尽相同。在有的承保产品中，标有☆标记的事项可能不属于通知事项。请查阅前文“Ⅱ-1 告知义务 [告知事项・通知事项一覧]”，确认各个承保产品的通知事项。

[其他需通知事项]

●所有产品通用事项

参保人住址等发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

●租户赔偿责任补偿特别条款

被保险人住址发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

[参保后的变更]

在您加入后，合同变更或退保时，请在变更日期・退保日期前联系。另外，在保险期间内，保险人如果失去了本保险合同的加入条件时，需要办理退保手续。但至保险期间结束为止，继续接受补偿的事例也有，因此请您与宣传册等上所记载的咨询处联系。

参保内容变更后未滿1个月时，如果提出理赔申请，请同时通知手册等相关资料中记载的咨询处工作人员，以免出现其他问题。

2 解除合同时

△
如需解除保险合同，请通知手册等相关资料中记载的咨询处。

●本公司将根据参保内容及合同解除条件，按照本公司规定的计算方法进行计算后，或退还保险费，或要求支付*1尚未支付的保险费。所退还或所请求的保险费金额因保险费支付方法及合同解除原因而不同。

●退还保险费时，原则上所退还金额少于投保人所支付的保险费扣除已承担责任期间*2按月计算保险费后所得数额。

●在期满日前解除合同，或中途参保时，补偿内容及保险费可能发生变更，也有可能无法享受各种服务。

*1 可能会在合同解除日之后通知支付。

*2 是指从起始日（包括当天在内）至合同解除日的已经过去的时间。

3 被保险人申请解除合同

△
在综合生活保险（儿童综合补偿），根据保险对象的申请，有可以解除关于

其保险对象补偿的制度。关于制度及手续的详细内容，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。另外，关于本内容，请您与为本保险对象的所有人说明。

4 期满时

●[保险期满后限制续约的规定]

●根据理赔情况以及年龄等条件，本公司可能不再予以续约，或对承保条件作出限制。

●如果本公司修改普通保险条款、特别条款或承保相关规定，则续约后的补偿办法将以续约日之时的规定内容为准。其结果可能导致续约后补偿内容等发生变更，或无法续约。

1 通知義務等

△
[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記

「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（子ども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎える時

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

IV 其他需留意事項 その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報処理

请确认在付款处理单背面或Web加入网站上刊登的<個人情報処理指南>。

- 为防止因非法签订意外伤害保险等原因而导致事故发生，同时确保保险费恰当、迅速地得到切实支付，意外险公司等机构在签订合同以及发生事故时，针对有关同一被保险人或同一事故的保险合同情况以及保险费支付情况，将通过在一般社団法人日本損害保険協会登記の合同信息等加以确认。上述确认内容仅用于上述目的。

2 因取消参保、参保无效或重大事由而解除合同

- 在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果被保险人为参保人以外人员，并需要将法定继承人以外的人员指定为死亡保险金领取人，则必须取得该被保险人同意，否则参保无效。
- 保单持有人、被保险人或保险金领取人如果属于黑社会性质组织的相关人员或其他反社会势力，本公司有权解除保险合同。
- 保险合同可能会因其他条款等原因而被取消、判断无效或被解除。

3 关于延期参保手续等的特别措施

由于自然灾害和感染症扩大的影响，在难以办理参保手续等的情况下，关于「更新合同的参保手续」及「保险费相当金额的缴纳」，有时可以使用设置一定宽限期的特别措施。

※关于可以使用的特别措施的详细情况，请联系《咨询处》。

4 保险公司破产时

- 出现承保保险公司破产等情况时，保险金、退款等支付款项可能会在一定时间内被冻结，或其金额受到影响。
- 如果承保保险公司破产，该保险将成为财产损害保险投保人保护机构的补偿对象，保险金、退款等因补偿内容不同而各有不同，具体如下表所示。

保険期限	保険公司破産等情况下の処理方法
1年以内	原则上最高补偿80%（自破产保险公司停止支付保险金起3个月之内所发生的保险事故的保险金补偿比率为100%）。
超过1年	原则上最高补偿90%。但是，破产后如果预计利率等出现变化，则可能低于90%。

5 其他参保时的注意事项

- 本公司代理商基于其与本公司间签订的委托合同，负责保险合同的签订以及合同的管理业务等代理业务。因此，与本公司代理商有效成立的所有合同均视为直接与本公司签订的合同。
- 参保证是用以确认参保内容的重要依据，参保人收到参保证后，请确认参保内容是否与参保意向相符。在参保证送达之前，请妥善保管手册等参保资料以及参保委托单回执等有参保内容的资料。如有不明之处，请咨询手册等资料中记载的咨询处。另，手册等资料中记有有关参保证的重要信息，请仔细阅读，并在保险期限内与参保证一同妥善保管。
- 如果保险合同为共同保险合同，则各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带责任。作为干事机构的保险公司为其他承保公司代理、代行业务。关于承保公司信息，请查阅手册背面。

6 发生事故时

- 发生事故后，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。
- 如签订了个人赔偿责任补偿特别条款，请咨询本公司后，再进行有关赔偿事故的和解谈判。
- 请求理赔时，除提交条款中规定的资料外，有时还需要提交以下资料和证据。
 - ・印章登记证明、住民证或户籍誊本等可以证明被保险人或保险金领取人

本人身份的资料

- ・本公司规定的用以证明伤害或疾病程度、治疗内容及治疗时间等信息的医生（不得为被保险人）诊断书、收据以及诊疗费用明细等（有时可能需要提交本公司指定医生的诊断书或其他医学检验标本等）。
- ・记载了其他保险合同等的保险金支付内容的支付明细单等本公司用以计算应付保险金金额的资料
- ・可以确认高额疗养费制度给付金额的资料
- ・可以确认附加给付支付金额的资料
- ・用以确认本公司支付保险金时所需必要事项的同意书
- 保险对象或是保险金的领取人，因有原因无法索求保险金，应该领取保险金的保险对象或是保险金领取人的代理人没有时，保险对象或是保险金的领取人的配偶者*1或是3包括父母在内的亲属（总称为「家属」）之中，符合本公司所定条件的人，有作为保险对象或是作为保险金的领取人的代理人来索求保险金情况也有。因此关于本内容，请与您的家属各位进行说明。
 - *1 法律上只限配偶。
- 保险金申请具有时效（3年），敬请知晓。
- 如果因发生损害而使被保险人等人员获得了损害赔偿请求权等债权，则当本公司针对该损害支付保险金后，该债权的全部或部分将转移至本公司。
- 签订个人赔偿责任补偿特别条款、租户赔偿责任补偿特别条款后，除费用保险金外，仅限在以下情况下，被保险人可以申请赔偿责任保险金。
 1. 被保险人已经向对方支付了损害赔偿
 2. 可以确认到对方已经同意向被保险人支付保险金
 3. 应被保险人要求，将由本公司直接向对方支付保险金

1 個人情報の取扱い

払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の<個人情報の取扱いに関するご案内>をご確認ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（子ども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。 △
したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類ま

たは証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

本确认事项旨在让我们确认您实际参保的保险产品与您希望参保的产品内容一致，且您已经正确填写参保相关重要事项，以便在一旦发生事故时您能够放心使用保险。因此，烦请再次确认并回答以下问题。

此外，在确认中如有不明之处，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 请通过手册及重要事项说明确认保险产品以下方面与您所希望参保的产品内容是否一致。

如与您希望的内容不一致，请重新选择参保内容。

- 支付保险金的主要情况
- 保险期限
- 保险金额、免責金額（自付金額）
- 保险费及保险费的支付方法
- 被保险人

2. 有关加入委托书等的记载事项等，请确认以下事项。万一，有填写遗漏、错误时，请修改加入委托书等。另外，关于以下事项，如与现在的加入内容有不符之处的话，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

- 参保委托单等资料中“出生日期”一栏是否已经填写正确？
- 子女（被保险人）如果持续从事兼职等工作，您是否已经确认她/他不属于下述“属于行业类别B的人员”？
如果属于“属于行业类别B的人员”，则保险费将有不同，请务必通知咨询处。（参保后因状态改变而属于此类人员时，也请立即通知咨询处。）

（*）各分类（行业类别A或B）相应的职业列举如下。

- 属于行业类别A的人员：
下述行业类别B以外的人员
- 属于行业类别B的人员：
以兼职等形式持续从事以下6类中任一行业的人员
“汽车驾驶员”“建筑施工人员”“农林业工作者”“渔业工作者”“采矿与采石工作者”“木、竹、草、藤制品生产工作者”

参保委托单“其他保险合同等”一栏是否已经正确填写？

3. 是否已经确认重要事项说明的具体内容？

尤其请确认“不予支付保险金的主要情况”、“告知义务与通知义务等”、“重复补偿相关注意事项*1”。

*1 比如，在签订了个人赔偿责任补偿特别条款的情况下，如果您还签订了其他同种类型的保险合同，则补偿范围有可能会重复。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険期間
- 保険金額、免責金額（自己負担額）
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

- 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
- お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？
なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）

（*）各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。

- 職種級別Aに該当する方：
下記の職種級別Bに該当しない方
- 職種級別Bに該当する方：
アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2022年11月作成 22-T03578

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. 東京海上日動火災保険株式会社

如对保险内容有何意见或疑问，请咨询手册等资料中所记载的咨询处。

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。



一般社団法人 日本損害保険協会
損保ADR中心（指定争議解決機構）

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

本公司已与金融厅长官依据《保险业法》而指定的争議解決機構一般社団法人日本損害保険協会签订手續实施基本合同。

客户与本公司之间产生争議并无法解决时，可以向该协会提出争議解決申請。詳情請查閱該協會的官方網站。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <非免费电话 通話料有料>

IP电话请拨打03-4332-5241。

工作时间：工作日 早9:15-晚5:00

（周六日、法定假日、元旦前后休息。）

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

学研意外险附带学生综合险 (综合生活保险 (儿童综合补偿)) (补偿概要等)

学研災付帯学総 (総合生活保険 (こども総合補償)) (補償の概要等)

补偿概要等将为您介绍条款概要。有的参保类别可能不属于此处的保险金支付范围。关于参保类别的详细介绍，请查阅手册等相关资料。如果因受非保险金支付范围内的身体障碍等影响，导致保险金支付范围内的身体伤害程度加重，则东京海上日动（以下称“本公司”）将按照去除该影响时的相应金额支付保险金。

详细信息请咨询小册子等记载的咨询处。
补偿的概要等は約款の概要をご紹介します。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 傷害補償基本特別条約(注1) 後遺障害保険金	死亡保険金 自事故发生日起（包括当天在内）180天以内死亡时 ▶ 全额支付死亡及后遗症保险金。 ※ 单次事故中，如果已经支付了后遗症保险金，在死亡及后遗症保险中扣除已经支付的金额后予以支付。 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 因被保险人的故意或重大过失所致伤害 ・ 因保险金领取人的故意或重大过失所致伤害（该保险金领取人本应领取的金额部分） ・ 因被保险人斗殴行为、自杀行为或犯罪行为所致伤害 ・ 无驾照行驶、酒后驾驶时所受的伤 ・ 脑疾患、疾病或神经错乱以及由此而产生的伤害 ・ 因妊娠、分娩、早产或流产而导致的伤害 ・ 因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的伤害而进行的治疗除外。）而导致的伤害 ・ 因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故而遭受的伤害 ・ 因从事摩托车或汽车赛事选手、自行车赛事选手、猛兽相关工作、职业拳手等危险职业期间发生的事故而遭受的伤害 ・ 因在汽车等交通工具的竞技、试驾、在竞技场内的自由行驶等活动期间发生的事故所致伤害 ・ 颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的伤害 等	
	後遺障害保険金 自事故发生日起（包括当天在内）180天以内出现身体上的后遗症时 ▶ 根据后遗症的程度予以支付死亡及后遗症保险金金额的4% -100%。 ※ 单次事故的死亡及后遗症保险金存在金额上限。 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等	

(注1) 被保险人在所就读学校的管理下*1 因外部的突然、偶发的外源性事故而受伤*2时，本公司予以支付保险金。

*1 在学校的管理下是指下列情况。

- ① 在大学等的正式课程中及参加学校活动期间
 - ② 在学校设施（宿舍除外。）内的时间。但，在大学等所禁止的时间或地点，或正在进行大学等禁止的行为时除外。
 - ③ 在学校设施外从事已经上报至大学等校方的课外活动期间
- *2 此处的受伤包括因有毒气体或有毒物质而急性中毒、细菌性食物中毒及病毒性食物中毒*3。另，职业病、网球肩等不满足急剧性、偶发性、外源性中的某一因素或所有因素的情况，不属于保险金支付范围，敬请知晓。
- *3 自动搭配细菌性食物中毒等补偿特别条款。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校的管理下*1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
- ① 学校等の正課中および学校行事に参加している間

② 学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③ 学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

- *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- *3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

		支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
医療費用補償特約(注2) 治療期間の不設定に関する特約(医療費用補償用)	医療費用補償特別条約(注2) 十不設等特約特別条約(医療費用補償専用)	被保険人因疾病或伤害而在保険期限内在日本国内住院或接受了门诊治疗时 ▶本合同将支付被保険人所负担的部分负担金*1。但、因同一疾病或伤害(含在医学上有着重要关系的疾病或伤害。)而住院*2或接受门诊治疗*3时,则仅限因开始住院或开始接受门诊治疗之日起(包括当天)满60天之日所属月份的最后一天期间的住院或门诊治疗而负担的金额。 ※基于医生处方,在药店(即医院外药店)支付的药费也在保险金支付范围内。 ※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金,本公司可能减额支付保险金。 ※被保険人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同,可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 ※如果已经接受了下列任一给付等,则支付保险金时将从未被保険人所负担的金额中扣除该给付等的金额。 ●对公共医疗保险制度作出规定的法律法规应予以支付的高额疗养费 ●依据对公共医疗保险制度作出规定的法律法规,对于支付了部分负担费用的被保険人,应该在相当于该已支付的部分负担费用的金额范围内予以给付的部分(即“附加给付”)*4 ●第三针对被保険人已负担的部分负担金所支付的损害赔偿金 ●为补偿被保険人所遭受的损害而进行的其他给付(相当于其他保险合同或共济合同所支付的治疗费用保险金的保险金除外。) *1是指公共医疗保险制度中的部分负担金、相当于部分负担金的费用、住院期间的食物疗养或生活疗养所需费用中的食物疗养标准负担额或生活疗养标准负担额。事后发生退还金等情况时,将从本人负担金额里扣除。 *2出院后,如果在包括当天在内满180天之日后的第二天以后再次住院,则再次住院与上一次住院视为无关的两次住院。 *3如果在自接受门诊治疗之日起包括当天在内满180天之日后的第二天以后再次开始接受门诊治疗,则之后的门诊治疗与之前的门诊治疗视为无关的两次门诊治疗。 *4附加给付是指健康保险工会、各种共济工会等依据其章程等规定,针对支付了部分负担金的人员,在该金额范围内予以支付的额外给付。	<ul style="list-style-type: none"> 因被保険人の故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 因保险金领取人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗(该保险金领取人本应领取的金额部分) 因被保険人斗殴行为、自杀行为或犯罪行为所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 无驾照行驶,酒后驾驶时受伤或生病,而导致住院或接受门诊治疗 被保険人产生的精神性障碍,智力障碍,人格障碍,酒精中毒及药物依赖等精神障碍*1为原因而住院或接受门诊治疗 因使用毒品,大麻,鸦片,兴奋剂,危险药品,稀释剂等生病或受伤而住院或是接受门诊治疗 因先天性疾病*2,住院或者去医院。但是「疗养的给付」等的支付对象时,不适用本规定。 因痔疮、肛裂或肛瘻而住院或接受门诊治疗 因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故所致伤害而住院或接受门诊治疗 因在汽车等交通工具的竞技、试驾、在竞技场内的自由行驶等活动期间发生的事故所致伤害而住院或接受门诊治疗 为治疗牙科疾病而接受门诊治疗 因颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病而住院或接受门诊治疗 持续本合同的最初的保险合同(称首年度合同)开始启动的时候已经患有的疾病、受伤住院或者接受门诊治疗*3
		保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。 ※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」)*4 ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。) *1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> *1 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码F00到F99规定的内容为标准。 *2 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码Q00到Q99规定的内容为标准。 *3 在首年度合同的保险期限开始时便已经存在的疾病或伤害,自首年度合同的保险期限开始时起满1年(如保险合同的保险期限超过1年,则此处为2年。)后开始接受的住院或门诊治疗也在保险金支付范围内。 <ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 保険の対象となる方が被った精神性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害*1を原因として生じた入院または通院 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 先天性疾患*2による入院または通院 妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 歯科疾病の治療のための通院 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*3 <ul style="list-style-type: none"> *1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。 *2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。 *3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。

(注2) 搭配住院各项费用保险金及先进医疗费用保险金不担保特别条約(医疗费用补偿専用)。
 (注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約(医療費用補償用)がセットされています。

支付保険金的主要情况
保険金をお支払いする主な場合

不予支付保険金的主要情况
保険金をお支払いしない主な場合

在国内外因类似以下事故、使他人受伤或破坏他人财物（包括记录在情报机器中的情报等）*1 而须承担法律损害赔偿责任时。

● 因被视为保险对象的学生在日常生活造成的偶然事故

※ 关于因学生日常生活造成的偶然事故而成为个人赔偿责任保险对象者，也包括由学生本人的监护人、其他法定监护义务者以及代理监护义务者来承担赔偿的情况。

● 被视为保险对象的学生本人居住用的房子的所有、使用或管理方面造成的偶然事故

※ 学生本人居住用的房子的所有、使用、管理方面造成的偶然事故而成为个人赔偿责任保险对象，也包括由学生本人的监护人，其他法定监督义务人及代理监督义务人承担赔偿的情况（关于代理监督义务人，仅限于与学生本人有关事故。）。

▶ 1 关于事故，将保险金额*2 为限额，支付保险金。

※ 仅限在国内的事故（不包括向外国法院提起诉讼的情况等），原则上将由敝公司进行协商交涉。

※ 请注意，在与敝公司直接谈判也无法获得对方同意的情况或者被视为保险对象者没有损害赔偿责任等情况下，敝公司将无法与对方进行协商交涉。

※ 在由其他保险契约或者共济契约来支付保险金或互助金的情况下，保险金可能会被扣除。

※ 除了所记载的保险金以外，关于发生事故时产生的各种费用也可能获得支付保险赔偿。

※ 如果被视为保险对象者或其家人持有具相同补偿内容的保险契约的话，则补偿可能会重复。请在加入时仔细确认补偿内容。

* 1 有关由于被视为保险对象者在国内委托的家产（受托物品），在国内外住宅内保管或暂时在住宅外进行管理时受到损坏或被盗，而向对受托物品有正当权利者负有法律上的损害赔偿责任的情况下，也将按损害额（损害赔偿责任的金额）支付保险金。但是，损坏额仅限于市场价格*3。（托运货物相关赔偿补偿条款）由此，以下项目不在赔偿范围内。

- ・汽车（包括高尔夫球车）・自行车、船只等
- ・冲浪板、无线遥控模型等
- ・行动电话等
- ・隐形眼镜、眼镜等
- ・票据等有价证券等
- ・信用卡或手稿、设计书、账簿等
- ・设备、家具或商品・产品等
- ・动物、植物等生物
- ・车票、货币等
- ・贵金属、宝石、艺术品等

* 2 关于因情报机器等上记录的情报损坏而造成的损害赔偿责任，赔偿支付限额为500 万日元。

* 3 为从重新购买同样物品所需的金额中扣除因使用而产生的消耗份额后得出的金额。

国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）*1 を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合

● 保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故

※ 学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含まれます。

● 保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

※ 学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含まれます（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。）。

▶ 1 事故について保険金額*2 を限度に保険金をお支払いします。

※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。

※ 弊社との直接交渉について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※ 他の保険契約または共济契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

* 1 保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3 を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項）

なお、以下のものは補償の対象となりません。

- ・自動車（ゴルフ・カートを含みます。）・自転車、船舶等
- ・サーフボード、ラジコン模型等
- ・携帯電話等
- ・コンタクトレンズ、眼鏡等
- ・手形その他の有価証券等
- ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
- ・設備・什器や商品・製品等
- ・動物、植物等の生物
- ・乗車券、通貨等
- ・贵金属、宝石、美術品等

* 2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500 万円が支払限度額となります。

* 3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

・因保单持有人或被保险人（受委托物品相关赔偿责任补偿条款包括共同居亲属。）等人员的故意所致损害

・因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害

・因履行职务（兼职及实习除外。）而直接导致的损害赔偿责任（工作所致损害赔偿责任*1）导致被保险人遭到的损害

・被保险人及其同居亲属的损害赔偿责任导致被保险人遭到的损害

・因与第三方之间的特别约定而加重的损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害

・因损坏了借用的财物而对所有人负有的损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害（在受委托物品相关赔偿责任补偿条款中则属于支付对象。）

・因神经错乱所致损害赔偿责任而导致的被保险人遭到的损害

・因持有、使用、管理飞机、船舶、车辆*2*3 或枪械（空气枪除外。）所致损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害

< 仅受委托物品相关赔偿责任补偿条款 >

・因受委托物品交还委托人后发现的受委托物品的损坏而产生的损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害

・致使受委托物品无法使用而产生的损害赔偿责任（收益减少等）所导致的被保险人遭到的损害

・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害

・因无照驾驶、吸毒后驾驶、酒后驾驶期间发生的事故所致损害

・因扣押、征用、没收、破坏等国家或地方政府行使公权力而导致的损害

・因受委托物品缺乏通常应具有的性质或性能而导致发生的损害

・因自然消耗或生锈、发霉等原因所导致的损害

・擦伤、划伤、涂料剥落等仅限于外观的损伤且不会导致保险对象所具备的功能丧失或减弱的损害

・因对受委托物品进行加工、修理、检查等操作上的过失或缺少技术而导致的损害

・因电力或机械事故而导致的损害

・因遗忘或丢失受委托物品（包括遗忘或丢失后被盗。）而导致的损害

等

* 1 被保险人并非以高尔夫球竞技或指导为职业的情况下，在高尔夫球练习、竞技或指导*4 过程中发生的事故所导致的损害赔偿责任除外。

* 2 驾驶的高尔夫球车本身的损坏等不在赔偿范围内。高尔夫球场内的高尔夫球车除外。

* 3 受委托物品相关赔偿责任补偿条款中，因持有、使用或管理车辆而产生的损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害，属于支付范围内。

* 4 包括高尔夫球的练习、竞技或指导活动所附带的，在高尔夫球场、高尔夫球练习场区域内正常进行的更衣、休息、用餐或洗澡等行为。

・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害

・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・借りた財物を壊したることによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となりません。）

・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・航空機、船舶、車両*2*3 または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

< 受託品に係る賠償責任補償条項のみ >

・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害

・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害

・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害

・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害

・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害

・自然の消耗またはさび・かび等による損害

・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害

・電氣的または機械的事故に起因する損害

・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害

等

* 1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*4 中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

* 2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。

* 3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。

* 4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

关于个人賠償責任補償特約 + 个人賠償責任補償特約的一部分变更的特約(B) + 只限本人补偿特約(B) + 受入委托品等不承担特約 + 个人賠償責任補償特約 + 本人のみ補償特約(B) + 受託品等不承担特約

	<p style="text-align: center;">支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合</p>	<p style="text-align: center;">不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 救護者費用等補償特約＋救護者費用等補償特約の一部変更に関する特約＋疾病追加補償特約（救護者費用等補償用） 救護者費用等補償特約＋疾病追加補償特約（用于救護者費用等補償特約的一部分变更的特約＋疾病追加補償特約） </p>	<p>在保險期間内，因以下原因保險對象或其家屬等負擔了在国内外的搜索費用以及为了赶赴当地所發生的交通費・住宿費時：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保險人搭乘的飛機或船舶失蹤 ●通过官方机构得知突然偶發的外部事故導致被保險人处于生死不明或需要展开緊急搜查和救助工作的状态 ●被保險人因在所居住的住宅外遭遇突然偶發的外部事故而受傷后，自事故发生日起（含当天）180天以內死亡或連續住院3天以上 ●因疾病而死亡或因在保險期限內發病的疾病而連續住院3天以上（但，仅限在負有賠償責任期間內开始接受醫生治療的情况。） <p style="text-align: right;">等</p> <p>▶單次事故以保險金額為限度支付保險金。 ※如果其他保險合同或共濟合同已經支付保險金或共濟金，本公司可能減額支付保險金。 ※被保險人或其親屬如果還簽訂了其他與本合同補償內容相同的保險合同，可能出现補償重復的情况。參保前請仔細確認補償內容。</p> <p>国内外において保險期間中に生じた以下のような事由により、保險の對象となる方またはその親族等が搜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負擔した場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保險の對象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保險の對象となる方の生死が確認できない場合または緊急の搜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保險の對象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保險の對象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または保險期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限りです。） <p style="text-align: right;">等</p> <p>▶1事故について保險金額を限度に保險金をお支払いします。 他の保險契約または共濟契約から保險金または共濟金が支払われた場合には、保險金が差し引かれることがあります。 ※保險の對象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保險契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・因保單持有人、被保險人等人員的故意或重大過失所致損害 ・因保險金領取人的故意或重大過失所致損害（此人應領取的金額部分） ・因地震、火山噴發或因此而導致的海嘯所致損害 ・因被保險人打鬥行為、自殺行為或犯罪行為所致損害 ・因無駕照行使，酒后駕駛時所發生的事故而產生的損害 ・因妊娠、分娩、早產或流產所致損害 ・因外科手術等醫療處置（為治療已經支付保險金的傷害而進行的處置除外。）所致損害 ・因使用冰鏟等登山工具登山、駕駛懸掛式滑翔機等危險運動期間發生的事故而導致的損害 ・頸部鞭打症、腰痛等醫學上無法客觀診斷的疾病所導致的損害 ・此契約繼續簽署下來的最初的保險契約（稱之為首年度契約。）的保險開始的時點，已持有的疾病而住院時*1 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 首年度契約的保險開始的時點，已持有的疾病而在首年度契約的保險開始之日起經過1年（保險期間超過1年的契約時，為2年。）后開始住院的，作為保險金的支付對象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保險の對象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保險金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保險の對象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による入院*1 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 住宅内生活動产特别条款＋住宅外等追加補償特别条款 住宅内生活動产特别条款＋住宅外等追加補償特别条款 </p>	<p>在日本国内，被保險人所持有的家庭財產受到損害時：</p> <p>▶損害額（修理費）扣除免責金額（自付金額：單次事故5000日元）后所得金額為所支付保險金金額。在整个保險期限（如保險期限超過1年，則按每個保險年度）內支付的保險金不得超過保險金額。損害額最高不得超過再次獲得價格的金額*1。</p> <p>※如果其他保險合同或共濟合同已經支付保險金或共濟金，本公司可能減額支付保險金。 ※除所記載的保險金以外，本公司可能會對事故過程中產生的其他各類費用支付保險金。 ※被保險人或其親屬如果還簽訂了其他與本合同補償內容相同的保險合同，可能出现補償重復的情况。參保前請仔細確認補償內容。 ※以下不為補償對象。 汽車，摩托車，船舶，冲浪板，遙控模型，手機，隱形眼鏡，眼鏡，票據和其他有價證券，信用卡，設計書，賬本，商品・制品及設備・日常用具，動物及植物等的生物，數據及程序等的無形物品，月票，乘車票，貨物，貴金屬，寶石，美術品，宗屬所居住的建築物內的家居用品</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 指重新購買同一物品所需金額。</p> <p>国内において、保險の對象となる方が所有する家財の損害が生じた場合は</p> <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保險期間を通じて（保險期間が1年を超える場合は保險年度ごとに）保險金額を限度に保險金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*1を限度とします。 ※他の保險契約または共濟契約から保險金または共濟金が支払われた場合には、保險金が差し引かれることがあります。 ※記載している保險金以外に事故時に発生する様々な費用について保險金をお支払いする場合があります。 ※保險の對象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保險契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の對象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無形物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・因保單持有人、被保險人或與其同居的親屬等的故意或重大過失所致損害 ・因地震、火山噴發或因此而導致的海嘯所致損害 ・因被保險人打鬥行為、自殺行為或犯罪行為所致損害 ・在无駕照行使，酒后駕駛期間，所發生的事故而產生的損害 ・扣押，征用，沒收，破壞等，國家或公共團體實施公共權力而帶來的損害 ・保險的對象欠缺通常所擁有的性質及性能為原因，而產生的損害 ・自然消耗或是惡化，變色，生銹，發霉，發裂，虫咬等為原因的損害 ・不帶有保險對象所擁有的機能的喪失或是低下而產生的擦傷，刮傷，塗料的脫落，單為外觀上的損傷及污損引起的損害 ・對於保險對象的加工及修理・檢查等操作上的過失或是技術拙劣而引起的損害 ・電動的或是機械的事故而起因的損害 ・保險對象的遺失或丟失（包括遺失或丟失后的被盜）引起的損害 ・欺詐或是貪污而引起的損害 ・風，雨，雪，冰雹，沙土等的風吹及沁入或是雨水漏進去而引起的損害 <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保險の對象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保險の對象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保險の對象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保險の對象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保險の對象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的の事故に起因する損害 ・保險の對象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 <p style="text-align: right;">等</p>

	支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 租戸賠償責任補償特別條款＋租戸賠償責任補償特別條款 分変更特別條款	<p>因日本国内租住房屋*1的事故发生而导致租户对房东负有法律法规的损害赔偿赔偿责任时</p> <p>▶针对单次事故支付保险金时，设有保险金金额限度。</p> <p>※本公司不负责进行和解谈判。</p> <p>※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，本公司可能会减额支付保险金。</p> <p>※除所记载的保险金以外，本公司可能会对事故过程中产生的其他各类费用支付保险金。</p> <p>※被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。</p> <p>*1 如果曾经搬家，则指搬家后新的租住房屋。</p> <p>※关于租家人赔偿责任的保险对象，学生本人为未成年人或是没有责任能力的人时，包括学生本人的亲属，其他法定的监督义务人及代理监督义务人（仅限学生本人的亲属。）也在保险对象内。（仅限关于学生本人的事故。）。</p> <p>国内における借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※示談交渉は弊社では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。</p> <p>※借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（学生本人の親族に限ります。）も保険の対象となる方を含みます（学生本人に関する事故に限ります。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・因保单持有人或被保险人等人员故意所致损害 ・因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・因精神错乱所致损害 ・因租住房屋的改建、扩建、拆除等施工原因所致损害 ・因与租住房屋房东之间的特别约定而加重的损害赔偿赔偿责任而导致的被保险人遭受的损害 ・因将租住房屋退还给房东后发现的租住房屋的损坏而产生的损害赔偿赔偿责任导致被保险人遭受的损害 <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p style="text-align: right;">等</p>

本手册为您介绍综合生活保险（儿童综合补偿）概要。参保时，请务必仔细阅读《重要事项说明》。如有不明之处，请与小册子等记载的咨询处联系。このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。